



みどり
水土里ネット

編集・発行／豊川総合用水土地改良区

豊橋市今橋町8

TEL.0532-54-8278

FAX.0532-54-8292

URL／<http://www.toyosou.jp>

E-mail／toyogawayousui@toyosou.jp

Vol.84 2020 SUMMER 令和2年7月1日発行



気分は南国 ハイビスカス

田原市小塩津町の渡会正人さんは、約1haのハウスでハイビスカスなどの鉢花を栽培しています。

南国をイメージさせるハイビスカスは、初夏の贈り物としても人気で、4月から7月にかけて農協を通じ全国に出荷されています。

主な 内容

理事長あいさつ・第34回通常総代会開催の報告 ……2
 新役員紹介・令和2年度一般会計収支予算の報告 ……3
 賦課金・決済金のお知らせ ……4
 届け出について ……5

賦課金について Q&A ……6
 節水のお願い・緊急時の連絡先について ……7
 子ども絵画展作品募集・事務局組織について ……8



理事長あいさつ

理事長 小久保 三 夫

盛夏の候、組合員の皆さまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素から皆さまには、豊川用水に係る維持管理事業及び豊川用水二期事業につきまして、格別のご支援とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日本においても多方面で大きな混乱を招いております。罹患されました皆さまと、社会活動の自粛を余儀なくされております皆さまには、心よりお見舞い申し上げ、一刻も早い事態の収束を願うばかりであります。

さて、土地改良法の改正に伴い、当土地改良区におきましても規約等の整備を行い、今年度より複式簿記会計に移行しました。これにより、財務体制の強化を図るとともに、施設更新費用を積み立ててまいりたいと考えております。また、従来から実施しておりますICTなどの先端技術を活用した水管理システムの実証実験につきましても、関係土地改良区などと連携し、引き続き取り組んでまいります。

今後とも、用水の安定供給を通じまして、日本の農業を牽引する当地域の更なる発展のため、役職員一丸となって努めてまいります。現在、水資源機構によって鋭意進められております豊川用水二期事業大規模地震対策と併せ、引き続き皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

第34回通常総代会を開催しました

令和2年3月19日午前10時より、第34回通常総代会を開催しました。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、書面による議決権の行使が認められたこの総代会では、議長に豊橋市の小柳津幸壽総代が選出され、提出した15議案のすべてが、原案どおり可決されました。



新役員紹介

第34回通常総代会において、理事1名の補欠選任が行われ、新たな理事が就任されました。



理事 加藤彰夫
(豊橋市)

退任

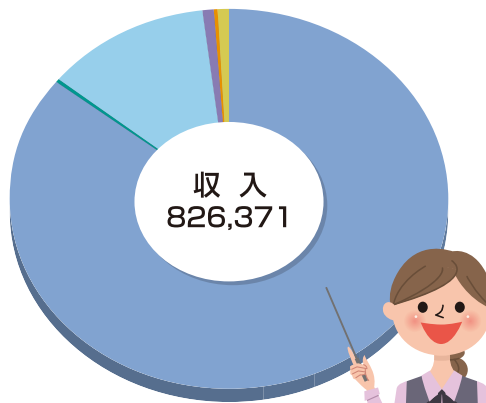
理事 森 哲治(豊橋市)
平成28年4月～令和2年1月

理事 夏目康博(豊橋市)
平成30年11月～令和2年3月

令和2年度 一般会計収支予算

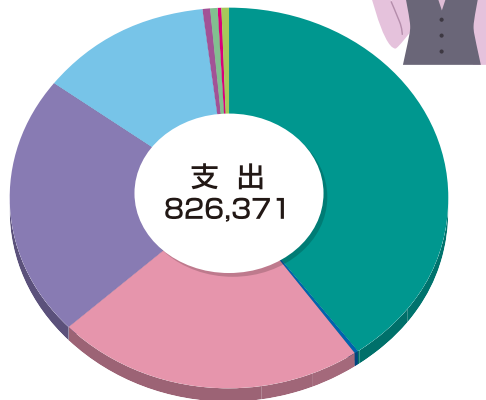
単位:千円

寄付金収入	1
受託料収入	6,588
雑収入	5,965
借入金収入	1
基本財産取崩収入	1
特定資産取崩収入	4
固定資産売却収入	4
他会計繰入金 特別会計からの繰入金	34,401
繰越金	40,774



土地改良事業収入 賦課金など	637,846
附帯事業収入 各種手数料など	4,285
基本財産運用収入 基本財産積立金の利息	5,311
特定資産運用収入 財政調整積立金などの利息	863
補助金等収入 県・市などからの補助金	84,027
交付金収入 適正化事業の交付金	6,300

支払利息 県営事業などの償還金(利息)	12,683
固定資産取得支出 車両などの購入費用	2,972
基本財産積立支出	7,981
特定資産積立支出 財政調整積立金などへの繰出金	30,000
他会計繰出額 特別会計への繰出金	10,000
予備費	34,986



土地改良事業費支出 全地区の維持管理費	272,830
配水系管理事業費 新城地区の維持管理費	19,987
一般管理費支出 運営事務費など	167,511
土地改良事業負担金支出 水資源機構の管理費など	165,879
借入金返済支出 県営事業などの償還金(元金)	101,542

土地改良法の改正に伴い、令和2年度から複式簿記を採用しています。複式簿記では、より明確に財務状況を把握でき、施設の資産評価と減価償却を行うとともに、その更新費用を計画的に積み立てることになります。

受益面積・組合員数

令和2年4月1日現在

区分	豊橋市	田原市	新城市	豊川市	蒲郡市	合計
受益面積(ha)	5,736.5	6,679.0	555.2	1,629.8	545.0	15,145.5
組合員数(人)	7,934	7,581	1,601	4,172	1,485	22,773

組合員のみなさまへ

令和2年度 賦課金のお知らせ

賦課金とは、豊川用水の維持管理に必要な費用や事業償還金等を受益面積に応じて負担していただくものです。

単位:円

賦課金の区分	経常	送水系維持管理	配水系維持管理	水資源機構管理
賦課地区	全地区	全地区	新城地区	全地区
1,000㎡当たり 賦課金額	1,000	田 1,100 畑 1,210	自然庄 田 2,205 畑 880 ポンプ掛 田 4,345 畑 1,840	田 610 畑 675

賦課金の区分	県営事業	機構営二期事業	二期石綿管除去 (送水系)	二期石綿管除去 (配水系)
賦課地区	全地区	全地区	全地区	配水系地区
1,000㎡当たり 賦課金額	485	275	145	265

令和2年4月1日時点で当土地改良区の組合員となっている方は、水使用の有無に関わらず、賦課金の支払い義務があります。

**賦課金の
期限内納付に
ご協力ください**

豊川総合用水土地改良区の賦課金通知書の発行は、**毎年1回**となっております。

本年度の納入期限と口座振替日は**令和2年7月27日(月)**です。

- ・口座振替の方は、7月22日(水)までに、届け出された口座にご入金くださるようお願いいたします。(賦課金通知書に口座番号の下3桁を表示しておりますので、お間違いのないようお願いいたします。)
- ・窓口収納の方は指定された金融機関の窓口でお支払いください。

農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

単位:円

地区	田	畑
全地区(下記地区を除く)	96,820	102,570
石綿管除去地区(配水系)	100,170	105,920
赤羽根地区	93,620	99,370
赤羽根地区 石綿管除去地区(配水系)	96,970	102,720
新城地区	204,410	147,250
新城地区 石綿管除去地区(配水系)	207,760	150,600

決済金は、地区除外等処理規程による意見書等を交付すると同時にその全額を徴収します。

新規加入金 (1,000㎡当たり)

単位:円

田	畑
79,000	89,000



こんな時は必ず届け出をしてください。

組合員の方が
亡くなられた
場合

農地を売買
または交換した
場合

経営移譲した
場合

住所や氏名に
変更があった
場合

法務局や農業委員会の手続きでは土地改良区の名義は変更されません。

*届け出については、財務課、豊橋・田原・豊川管理事務所または関係土地改良区にお問い合わせください。
なお、届出用紙はホームページからダウンロードもできますので、ご活用ください。



賦課金の未納がある受益地を売買等すると、
新しい組合員に未納金の支払い義務が生じます。

(土地改良法第42条第1項(権利義務の承継))



農地転用(宅地、駐車場等)・地区除外をする場合には、 土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

公共用地(道路、河川等)として買収された場合でも、
土地改良区への申請と決済金の納付が必要です。

※決済金とは、受益面積が減ることにより、他の受益地への負担が重くならないよう、
残りの事業償還金等を一括して支払っていただくものです。

お問い合わせ先

財務課・豊橋管理事務所 ☎0532-54-8278

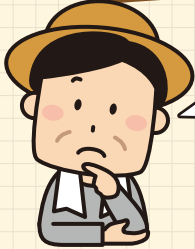
田原管理事務所 ☎0531-22-1702

豊川管理事務所 ☎0533-56-2711



ふかきん 賦課金についてQ&A

組合員の皆さまから寄せられた疑問にお答えします



Q1 賦課金って何？

A1

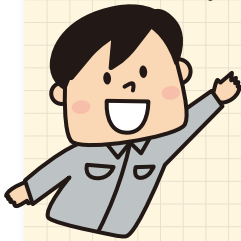
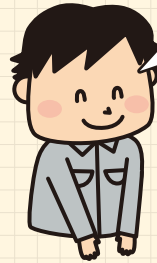
土地改良区が施設を維持管理するための費用と事業(大規模な改修工事など)の償還金に充てられる費用です。水を農地へ安定して供給するためには、常に施設の操作や整備、補修が必要ですので、その費用を組合員の皆さまに負担していただいています。



Q2 水は使ってないんだけど、それでも支払うの？

A2

賦課金は使用料ではありません。水を使っていなくても、土地改良区は施設を維持管理しなければなりませんので、費用が生じています。



Q3 いつまで支払うの？

A3

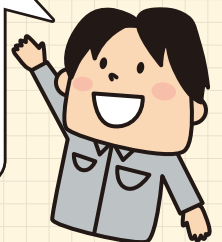
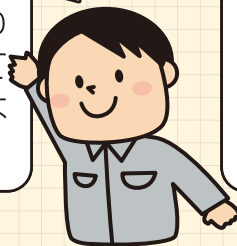
施設を維持管理するための費用は、受益地である限りは負担をお願いすることになりますが、事業償還金については、償還が完了すればなくなります。



Q4 いつ、どうやって支払うの？

A4

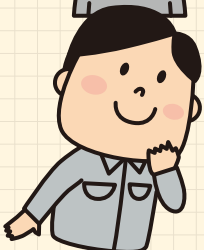
豊川総合用水土地改良区では毎年1回、7月に賦課金通知書を発行しています。口座振替や指定された金融機関の窓口でお支払いいただけます。



Q5 賦課金通知書がいくつも来るんだけど？

A5

地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。水はダムから幹線水路、支線水路、ため池、ポンプや畑かん水路など、多くの施設を経由して農地へ届けられます。それらの施設を豊川総合用水土地改良区と地元の土地改良区などで分担して維持管理していますので、それぞれに必要な費用が生じます。



水を大切に しましょう

水は限りある資源です。
無駄な水を流さないよう
にして、有効利用を心が
けましょう。



水路やため池は 危険です

水路やため池の近くで遊ん
でいる子供を見かけたら、
近づかないように声をかけ
てあげてください。



水が漏れていたら 連絡してください

道路や地面から、水が漏れていたり、何か異常を見つ
けた時には、ご連絡ください。

緊急連絡先

豊橋市 豊橋管理事務所
0532-54-8278 / 090-7439-4882

田原市 田原管理事務所
0531-22-1702 / 090-3305-5029

新城市・豊川市・蒲郡市 豊川管理事務所
0533-56-2711 / 090-7678-9493

休日・夜間は携帯電話におかけください。



視察案内・出前授業

国内屈指である東三河の農業と、それを支える豊川用水について研修するため、毎年、県内外から多くの土地改良区関係者や有識者の方々が訪れています。

また、学生の皆さんにも豊川用水について学習してもらうため、学校への出前授業や上下流交流事業も行っています。



視察案内



出前授業



2020

ふるさとの田んぼと水

子ども絵画展 作品募集

全国水土里ネットが主催する「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展は、子どもたちに農村の美しい風景や未来に残したい宝物を発見してもらい、絵を通じて農業や環境保全への興味を養うことを目的としています。

四つ切り画用紙に田んぼや畑の風景やそこに棲む生き物、地域に古くから伝わるお祭りや風習など、農村の様々な風景を自由に描いてご応募ください。

※全国水土里ネットのホームページ「新・田舎人フォーラム」で過去の受賞作品がご覧いただけます。

応募資格：小学生以下

応募締切：9月11日(金)

詳しくは豊川総合用土地改良区のホームページまたは総務課(☎0532-54-8278)でご確認ください。



事務局組織

事務局

豊橋市今橋町8
TEL.0532-54-8278

総務課

財務課

管理課

お問い合わせ先

賦課金や組合員の名義について ▶
漏水や施設の破損について ▶
通水・配水について ▶
農地転用について ▶
その他のことについて ▶

財務課 ▶
管轄する管理事務所 ▶
管轄する管理事務所 ▶
管轄する管理事務所 ▶
総務課 ▶



職員募集

豊川総合用土地改良区では、令和3年4月1日採用の職員を募集しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

お世話になりました

〈令和2年3月31日 退職〉
鈴木 康高
(田原管理事務所)

よろしく申し上げます

〈令和2年4月1日 新規採用〉
藤本 健嗣
(豊川管理事務所)